

一般社団法人旭川ウェルビーイングコンソーシアム
会費等に関する規則

平成25年3月25日 制定

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条に定める正会員又は賛助会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人旭川ウェルビーイングコンソーシアム（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第8条第1項及び第2項に規定する会費は、表1及び表2に掲げるところによる。

表1：個人・団体別の正会員、賛助会員の会費

区 分	正会員	賛助会員	備考
	会費（一口）	会費（一口）	
個人	500,000	3,000	
大学等（法人単位とする）	500,000	—	※詳細は表2
NPO、企業、公益法人	500,000	10,000	
行政	500,000	10,000	

大学等とは大学、短期大学、高等専門学校をいう。

表2：大学等の会費の詳細

学生数 （前年度5月1日現在）	会費
500人以下	100,000
501人～800人	300,000
801人以上	500,000

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は理事会の決議によってこれを減免することができる。

3 会費は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるものとする。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、入会及び退会に関する規則第5条第1項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として4月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員又は賛助会員から納入された会費については、直ちに会費台帳（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった

期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員又は賛助会員が納入した当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において決定し、理事長の承認を得る。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人旭川ウェルビーイングコンソーシアムの設立の登記の日（平成24年4月2日）から適用する。

別紙（第3条関係）

会 費 台 帳

会員氏名 _____				
区 分		納入年月日	金 額	摘 要
		年 月 日	〇〇〇〇円	
会 費	平成 年度分			

(注) 摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。